

平成 27 年度 新潟県の入札・契約制度に対する意見・要望

昨年、公共工事の品質確保と担い手の中長期的な育成・確保を目的に品確法が改正され、そのなかで発注者責務が明確に示されたことを受けて、4月からは、発注関係事務が適切に行われるよう「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」が、国や地方自治体等、発注者共通の指針として適用されています。こうした動きは、建設業界を取り巻く厳しい経営環境をふまえて、適正な工事発注と円滑な施工環境の確保について行政の共通認識が示されたものであります。

新潟県当局におかれましては、これまでも全国に先駆けて最低制限価格の見直し等の入札・契約制度改善に積極的に取り組まれてきたところであり、大いに感謝しております。しかしながら、中・長期的に安定した公共事業量の確保が見通せない中では、依然として県内建設業の将来的な見通しは厳しいことが予想されます。

つきましては、当協会員が安定した経営と担い手の確保・育成ができ、地域の安全・安心を担えるよう、引き続き、入札・契約制度の改善に取り組んでいただきますようお願いいたします。また、市町村の入札・契約制度の改善についても、様々な機会を通じて市町村に対し適切に助言されるようお願いいたします。

1 入札・契約制度全般について

(1) 現場代理人の常駐義務の緩和について

現場代理人の常駐義務の緩和は、平成 28 年 3 月 31 日までとなっていますが、これまでの適用状況で支障が生じていないと思われること、また、今後も技術者不足が見込まれることから、次年度以降も制度の継続をお願いします。

また、常駐義務緩和の対象工事については、県工事だけでなく他官庁（国、市町村）工事についても、実質的に一体性、連続性が認められる場合は、兼務できるようお願いします。

(2) 主任技術者の兼務について

主任技術者についても、実質的に一体性、連続性が認められる施工現場においては兼務が可能と思われますので、現在、「間隔が 10 km 程度の近接場所で原則 2 件程度」に限定されている緩和内容について、兼務の適用拡大（兼務条件の緩和）を国に要望されるようお願いいたします。

また、他官庁工事についても、実質的に県工事と一体性、連続性があり、現場の施工管理が可能とみなされる場合は、主任技術者の兼務を可能とするよう、併せてお願いします。

(3) 見積単価、見積歩掛の公表について

技術者実績確認型の総合評価方式の導入により、くじ引き対策における効果が期待されると思いますが、こうした制度の導入による入札状況をふまえて、見積単価、見積歩掛の事前公表をお願いします。

(4) 入札に係る期間の確保について

公告から入札に至る期間については、現在定められている日数では大規模な工事で積算には十分でない場合や、他業者から見積りをとる必要がある工事について日数が不足する場合があります。また、入札前の質問期間の日数不足で質問書の提出が困難な事態も生じています。

工事内容により積算に必要な日数は大きく変動することから、予定価格だけでなく工事内容も反映させて、現行の日数よりも長く、また柔軟に設定できるよう、見直しをお願いします。

(5) 最低制限価格等の引き上げについて

平成 23 年度に最低制限価格が 9.1% に引き上げられ、県内建設業者の利益率向上に貢献してきたところでありますが、中・長期的に安定した工事量が見通せないなかで、若者の建設業への入職、定着を確かなものとし、地域の安全・安心を担う建設業界を維持してゆくためには、一層の利益率向上による経営の強化が必要であり、最低制限価格のさらなる引き上げをお願いします。

(6) 入札制度の拡大について

工事の平準化のための一手法として国が実施している「余裕工期制度」や「任意着手制度」について、県でも導入されるようお願いします。

(7) 労務単価の引き上げについて

三年連続の労務単価の引き上げは、企業収益に良い効果をもたらしております。しかしながら、建設業界では、技能者の高齢化が進む中で、新規入職者の確保、育成、定着等、将来の人材不足が大きな課題となっており、建設業が若者にとって魅力ある業種となるよう、設計労務単価の更なる引き上げについて、国へ働きかけるようお願いします。

2 総合評価落札方式について

(1) 継続学習の評価対象期間について

CPD、CPDS 等の継続学習の評価については、継続的な学習の取組を評価することにより専門知識や技術力の向上を促し、優れた技術者を評価することがその意図するところであり、現行制度の、前年度 1 年間を対象期間として評価するだけでなく、複数年における取得単位についても評価するようお願いします。

(2) 優良工事の配点について

企業の技術向上に対する取組を促し、技術力に優れた企業を育成するために、現行の過去 3 カ年度における優良工事表彰の配点 0.5 点、優良工事証の配点 0.25 点を引き上げるようお願いします。また、対象期間内に複数の受賞がある場合についても同様の趣旨から評価するようお願いします。

(3) 技術者実績型における現場代理人実績の評価について

配置予定技術者の工事成績で、監理技術者・主任技術者での直近 2 件の工事成績評定点の平均となっておりますが、現場代理人として従事した施工実績も対象にするようお願いします。